

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 26 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 39 号

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年新潟市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。